公　　告

このたび、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により県営川西東山地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設整備」）事業計画を変更するための関係市長との協議に当たり、同条第６項において準用する同法第87条の２第８項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該事業変更計画の概要に意見のある者は、同法第88条第６項において準用する同法第87条の２第９項の規定により令和８年12月８日までに新潟県知事に意見書を提出することができます。

令和８年11月９日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　縦覧に供する書類の名称
　県営土地改良事業変更計画概要書（写し）
２　縦覧に供する期間
　令和８年11月10日から令和８年12月８日まで
３　縦覧に供する場所
　十日町市ウェブサイト
４　意見書の提出の方法
　次のいずれかの方法によってください。
(1) 新潟県十日町地域振興局農業振興部へ郵送する。
　郵便番号：948-0037
　所 在 地：十日町市妻有町西２－１
(2) 新潟県十日町地域振興局農業振興部庶務課農用地係に持参する。
(3) 次の番号にファクシミリで送付する。 025-757-6110
(4) 次の電子メールアドレスに送信する。 ngt111740@pref.niigata.lg.jp
５　その他
　県は計画決定するに当たり、提出された意見の取扱いを県の地域機関において閲覧等により公表することとしています。県が意見の趣旨や詳細について伺う場合もあるため、意見書には住所氏名を記入してください。
　なお、公表の際には住所氏名は公表されません。